

## 第 5 次大船渡市男女共同参画行動計画の策定について

### 1 男女共同参画行動計画策定の主旨など

当市では、「大船渡市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）において、「男女共同参画社会基本法」（以下「法」という。）でも掲げている、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う」男女共同参画社会の実現を目指す旨明記している。

このことから、法第 9 条及び第 14 条第 32 項並びに条例第 9 条の規定に基づき、平成 15 年度に少子高齢化、国際化の進展など社会経済情勢の急速な変化に対応し、真に調和のとれた活力のある地域社会を築いていくため「大船渡市男女共同参画行動計画」を策定し、以降、5 年ごとに取組状況を検証しながら計画を改定してきたところである。

こうした中、現行の「第 4 次大船渡市男女共同参画行動計画」の計画期間が、令和 4 年度で終了することから、新たに令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 5 次大船渡市男女共同参画行動計画」を策定するものである。

第 4 次計画は、女性が本人の意思により、職業生活と家庭生活を円滑かつ持続的に両立できることなどを基本原則とする、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に規定する「市町村推進計画」を内包し、一体的に施策の推進を図ってきたところであり、第 5 次計画においても同様とする。

（関係法令については、資料 2 のとおり）

### 2 第 5 次計画の方向性

第 5 次計画は、市の最上位計画である大船渡市総合計画 2021 で定める将来都市像「ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡」の実現に向け、当該計画で基本事業としている「男女共同参画の促進」を具現化する部門計画として策定する。

持続可能な開発目標 SDGs における基本目標の一つとしてジェンダー平等が挙げられるように、家庭生活や経済活動を始め、男女共同参画が現代社会のあらゆる面で重要度を増していることに鑑み、第 2 期大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進に資する観点と、多様な主体との協働による計画の策定と実行を強く意識するとともに、大船渡・住田定住自立圏共生ビジョンなどの関連計画との整合を図る。

また、策定に当たっては、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」と、岩手県の「いわて男女共同参画プラン」との整合を図る。

さらに、第 4 次計画の成果及び検証結果や当市の現状と課題を踏まえるとともに、市民などのニーズを把握した上で計画に反映させるほか、国の女性就業支援全国展開事業や岩手県の男女共同参画センター出前講座事業など、意識啓発に係る取組と計画

案の取りまとめ過程を連動させながら、より実効性のあるものとなるよう、重点的に取り組む分野の明確化などを図る。

(国及び県の計画概要は、資料3のとおり)

### 3 策定の体制

市長の諮問を受けて、大船渡市男女共同参画審議会が調査・審議した上で計画案を取りまとめ、市長へ答申する。

審議会の調査・審議に資するため、副市長、教育長、大船渡市男女共同参画室幹事(関係部課長16人)で構成する「第5次大船渡市男女共同参画行動計画庁内策定委員会」と、関係部署の課長補佐などで構成する「第5次大船渡市男女共同参画行動計画策定ワーキンググループ」を設置し、住民・事業者アンケート調査のほか、ワークショップやグループインタビューなどを通じて、その把握が手薄になりがちな若年層、子育て層などからの意見はもとより、女性のみならず、男性の声も積極的に取り入れながら、計画素案などの検討を行う。

また、「大船渡市行政に係る基本的な計画の議決などに関する条例」の規定に基づき、立案過程において市議会に報告するとともに、パブリックコメントなどを実施し、広く意見・提言を聴取した上で策定を進めるものとする。

(策定体制図は、資料4のとおり)

### 4 策定のスケジュール

資料5のとおり

### 5 男女共同参画社会に関する市民・事業者アンケート調査の実施について

資料6のとおり

#### ※参考資料

- (1) 第4次大船渡市男女共同参画行動計画(概要版)
- (2) 令和3年度第1回大船渡市男女共同参画審議会資料
  - ① 第4次大船渡市男女共同参画行動計画目標指標に係る実績
  - ② 第4次大船渡市男女共同参画行動計画における令和2年度及び令和3年度の特徴的な事業(取組)について